## 新宿区指定管理者に係る暴力団等排除措置要綱

平成 26 年 12 月 19 日 26 新区危危第 1203 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新宿区暴力団排除条例(平成24年新宿区条例第59号。以下「条例」という。)に 基づき、新宿区(以下「区」という。)における指定管理者の指定及び管理業務等から暴力団等を排除 する措置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。
- 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 指定管理者の指定 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項の規定による指定 管理者の指定をいう。
  - (2) 管理業務等 次に掲げる業務をいう。
    - ア 公の施設の管理に関し定める新宿区条例(以下「施設条例」という。)の規定によるその管理の 業務
    - イ 指定管理者が、あらかじめ区の承認を得て、自らの責任と費用により、当該公の施設で実施する自主事業
  - (3) 暴力団等 暴力団及び暴力団関係者をいう。
  - (4) 申請団体 指定管理者の指定に係る申請(以下「指定申請」という。)を行った団体をいう。
  - (5) 被選定団体 申請団体の中から指定管理者となるべき団体として選定された団体をいう。
  - (6) 下請負人等 管理業務等の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合の下請負人、物品の購入その他の契約の相手方及び業務委託の受託者(順次にされる委任又は請負、物品の購入その他の契約及び業務委託における下請負人、契約の相手方及び受託者を含む。)をいう。

(警視庁との合意書の締結)

第3条 区は、第1条に規定する措置の正確性を期するため、警視庁組織犯罪対策部組織犯罪対策第三 課(以下「警視庁」という。)との間において、指定管理者からの暴力団等の排除に係る事項を定めた 合意書(以下「合意書」という。)を締結するものとする。

(警視庁への意見聴取)

第4条 区長又は新宿区教育委員会(以下「区長等」という。)は、指定管理者等(指定管理者、申請団体、被選定団体又は下請負人等をいう。以下同じ。)が別表に定める措置要件(下請負人等にあっては、同表7の項及び8の項(下請負人等に対する指導に係る部分に限る。)を除く。以下「措置要件」という。)に該当すると思料される情報を入手したときは、警視庁に対して、当該情報を提供した上で、その意見を聴くことができる。

(警視庁からの情報提供)

第5条 区長等は、前条の規定による意見聴取に基づくもののほか、指定管理者等と暴力団等との関与 の事実について、警視庁が措置要件に該当すると認知した場合は、当該情報の提供を受けるものとす る。

## (申請団体に係る排除措置)

- 第6条 区長等は、指定管理者の指定を受けようとする団体を公募するとき又は公募によらないで指定 管理者となるべき団体を選定しようとするときは、当該指定管理者を指定しようとする期間の初日以 前5年以内において措置要件に該当しないものであることを、指定申請を行うことができる団体の条 件とするものとする。
- 2 前項の場合において、区長等は、募集要項等に次に掲げる事項を明示するものとする。
  - (1) 第4条の規定による意見聴取を行う場合がある旨
  - (2) 前条の規定による情報提供を受ける場合がある旨
  - (3) 前項に規定する指定申請を行うことができる団体の条件
  - (4) 次条及び第8条に規定する措置に関する内容
- 3 区長等は、申請団体(区が出えんし、及び設立した公益財団法人を除く。)に対して、暴力団等でないことに関する表明・確約書兼同意書(第1号様式。以下「確約書」という。)の提出を求めるものとする。
- 4 区長等は、前項の提出を受けた確約書(指定管理者に係るものに限る。)について、基本協定(公の施設の管理に関し指定期間を通した包括的な項目を定めるため、区と指定管理者との間で締結する協定をいう。以下同じ。)と合わせ、これを保存するものとする。
- 5 区長等は、第 1 項に規定する条件を満たさない申請団体について、指定管理者となるべき団体として選定しないものとする。

### (被選定団体に係る排除措置)

第7条 区長等は、被選定団体について、前条第1項に規定する条件を満たさないことが判明したときは、第13条第1項の新宿区指定管理者の指定及び管理業務等からの暴力団等排除対策委員会の審議を経て、当該選定又は指定管理者の指定の取消しが適当であると認めるときは、当該選定を取り消し、又は地方自治法第244条の2第11項の規定による指定管理者の指定の取消し(以下「指定取消し」という。)を行うものとする。

## (指定管理者に係る排除措置)

- 第8条 区長等は、指定管理者について、第6条第1項に規定する条件を満たさないことが判明したとき又はその指定の期間中に措置要件に該当することが判明したときは、第13条第1項の新宿区指定管理者の指定及び管理業務等からの暴力団等排除対策委員会の審議を経て、指定管理者の指定の取消しが適当であると認めるときは、指定取消しを行うものとする。
- 2 区長等は、前項の場合において、指定取消しを行わないときは、必要に応じ、地方自治法第244条の

- 2 第 11 項の規定による期間を定めた管理業務の全部若しくは一部の停止の命令(以下「業務停止」という。)を行うものとする。
- 3 区長等は、前項の場合において、業務停止を行わないときは、警視庁の意見及びこの要綱の趣旨に照らし、その程度に応じ、次に掲げる措置を行うものとする。
  - (1) 暴力団等排除措置に関する勧告書(第2号様式)による勧告
  - (2) 口頭又は文書による注意喚起
- 4 区長等は、前項第1号に掲げる措置(以下「勧告措置」という。)を行った場合において、指定管理者が相当の期間を経過してもなお是正の措置を講じていないと認めるとき又は勧告措置を受けた日の翌日から起算して2年以内に再度勧告措置に該当する事由があったときは、第13条第1項の新宿区指定管理者の指定及び管理業務等からの暴力団等排除対策委員会の審議を経て、当該指定管理者に対して、指定取消し又は業務停止(以下「指定取消し等」という。)を行うものとする。
- 5 区長等は、第3項第2号に掲げる措置(以下「注意喚起」という。)を行った場合において、指定管理者が当該注意喚起を受けた日の翌日から起算して2年以内に再度注意喚起に該当する事由があったときは、第13条第1項の新宿区指定管理者の指定及び管理業務等からの暴力団等排除対策委員会の審議を経て、当該指定管理者に対して、勧告措置を行うものとする。
- 6 区長等は、指定取消し等、勧告措置及び注意喚起(以下「排除措置」という。)並びに排除措置に係る事務を円滑に行うことができるよう、基本協定に必要な事項を定めるものとする。
- 7 区長等は、第1項、第2項又は第4項の規定により指定取消し等を行った場合には、各施設条例に 基づき、当該指定管理者の名称、主たる事務所の所在地、処分の理由等を公告するとともに、警視庁 に書面(合意書第5号様式)により指定取消し等の内容を通知するものとし、第3項の規定により勧 告措置又は注意喚起を行った場合には、その旨を警視庁に通知するものとする。
- 8 区長等は、第 1 項の規定により指定取消しを行わなかった場合には、その理由を付して警視庁に書面(合意書第 5 号様式)により通知するものとする。

#### (下請負人等に係る措置)

- 第9条 区長等は、措置要件に該当するものが下請負人等となることを認めないものとする。
- 2 区長等は、下請負人等が措置要件に該当することが判明したときは、当該契約の解除その他の必要な措置を講ずるよう当該指定管理者に対して求めるものとする。
- 3 区長等は、指定管理者が下請負人等と契約を締結する場合は、当該下請負人等が措置要件に該当すると認められる場合には当該契約の解除その他の必要な措置を講ずることができるよう、契約書に下請負人等が暴力団等でないことに関する事項その他必要な事項を定めるように、当該指定管理者に求めるものとする。

### (不当介入等に係る措置)

- 第 10 条 区長等は、指定管理者が暴力団等による管理業務等の妨害行為、不当要求その他の介入行為 (以下「不当介入等」という。)を受けたときは、当該指定管理者に対して、速やかに区長等に報告を 行うよう求めるとともに、警察への届出を行うよう指導するものとする。
- 2 区長等は、指定管理者が直接に又は間接に指揮、監督等を行うべき下請負人等が不当介入等を受け

たときは、当該指定管理者に対して、当該下請負人等が当該指定管理者に対し報告を行うとともに、 警察へ届け出るよう指導するよう求めるものとする。

3 区長等は、指定管理者又は下請負人等が不当介入等を受け、管理業務等の全部又は一部の実施ができなくなったときは、指定管理者と協議の上、管理業務等の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。

(共同事業体への準用)

第 11 条 第 4 条から前条までの規定は、指定管理者又は下請負人等が共同事業体(複数の団体が同一の目的をもって形成する事業組織体をいう。)である場合において、当該共同事業体を構成する団体について準用する。

(行政対象暴力に係る支援の要請)

第 12 条 区長等は、指定管理者の指定、管理業務等その他の指定管理者に係る業務の実施に当たって、 区又は区の職員が条例第 9 条に規定する行政対象暴力を受けたときは、警察に対し支援を要請するこ とができる。

(新宿区指定管理者の指定及び管理業務等からの暴力団等排除対策委員会)

- 第13条 指定管理者の指定及び管理業務等から暴力団等を排除するために必要な事項を審議するため、 新宿区指定管理者の指定及び管理業務等からの暴力団等排除対策委員会(以下「対策委員会」という。) を設置する。
- 2 対策委員会は、次に掲げる事項を審議する。
  - (1) 排除措置の実施に関すること。
  - (2) 暴力団等の排除に係る制度運営に関すること。
  - (3) その他暴力団等を排除するために必要な事項
- 3 対策委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 4 委員長は、副区長の職にある者をもって充てる。
- 5 委員長は、対策委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務 を代理する。
- 7 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。
  - (1) 総合政策部長
  - (2) 総務部長
  - (3) 総務部危機管理担当部長
  - (4) 地域振興部長
  - (5) 文化観光産業部長
  - (6) 福祉部長
  - (7) 子ども家庭部長
  - (8) 健康部長

- (9) みどり土木部長
- (10) 環境清掃部長
- (11) 都市計画部長
- (12) 会計室長
- (13) 教育委員会事務局次長
- (14) 総務部危機管理担当部危機管理課長
- (15) 総務部危機管理担当部副参事(安全·安心対策担当)
- (16) 総合政策部行政管理課長
- 8 委員長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定により委員として充てられた者以外の者(職 層名が主事である者を除く。)を臨時に委員とすることができる。
- 9 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。
- 10 対策委員会の庶務は、総務部危機管理担当部危機管理課において処理する。

(庁内連絡窓口)

第 14 条 第 3 条から第 5 条までに規定する合意書の締結、意見聴取及び情報提供その他この要綱に基づく通知等の手続(第 12 条の規定による支援の要請を除く。)については、総務部危機管理担当部危機管理課を窓口として処理するものとする。

(関係機関との連携等)

第 15 条 区長等は、この要綱の運用に当たっては、警察その他関係機関との密接な連携の下に行うものとする。

(補則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 12 月 19 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定(同項第 2 号に係る部分に限る。)は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日前に行われた次に掲げる手続に係る申請団体については、 適用しない。
  - (1) 指定管理者の指定を受けようとする団体の公募
  - (2) 公募によらない指定管理者となるべき団体の選定
- 3 前項の規定にかかわらず、この要綱の施行の際現に申請団体、被選定団体又は指定管理者(その指定の期間の満了日が、平成27年4月1日以後であるものに限る。)である団体(次項において「既申請団体等」という。)に対しては、次に掲げる規定を適用する。この場合において、第8条中「第6条第

- 1項に規定する条件を満たさないことが判明したとき又はその」とあるのは、「その」とする。
- (1) 第4条、第5条、第8条、第10条から第16条まで及び別表の規定(これらの規定中下請負人等に係る部分を除く。)
- (2) 次に掲げる規定

ア 第4条、第5条、第8条、第10条から第16条まで及び別表の規定(これらの規定中下請負人等に係る部分に限る。)

イ 第9条の規定

(既申請団体等に対する確約書の提出の求め)

- 4 区長等は、既申請団体等(区が出えんし、及び設立した公益財団法人を除く。)に対して、確約書の 提出を求めるものとする。ただし、この要綱の施行の際、既に申請期間(施設条例施行規則で定める 「申請期間」をいう。)を終了し、申請団体の中から指定管理者となるべき団体の選定手続を行ってい る施設にあっては、選定終了後、申請団体のうち被選定団体に対してのみ、確約書の提出を求めるも のとする。
- 5 第6条第4項の規定は、前項の規定により提出された確約書について準用する。 附 則 (平成28年3月23日27新区危危第1462号) この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

#### 別表(第4条関係)

# 1 (暴力団又は暴力団員等の経営関与)

暴力団員等をその役員等としていること又は暴力団若しくは暴力団員等にその経営を実質的に支配されていること。

### 2 (暴力団員の雇用)

職業の種類、雇用契約の形態等によらず、暴力団員であると知りながら暴力団員を雇用すること。

### 3 (暴力団又は暴力団員等の利用)

自ら若しくは第三者の不正の利益を図るため又は第三者に損害を与えるために、暴力団 又は暴力団員等を利用すること。その役員等又は使用人がこれに相当する行為を行った場 合も同様とする。

### 4 (暴力団又は暴力団員等への利益供与)

いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、便宜を提供する等暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は暴力団若しくは暴力団員等に関与すること。その役員等又は使用人がこれらに相当する行為を行った場合も同様とする。

## 5 (暴力団又は暴力団員との親交)

暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すること。その役員等又は使用 人がこれに相当する状態にある場合も同様とする。

### 6 (暴力団又は暴力団員等との下請契約等)

下請負人等が前各項のいずれかに該当するものであると知りながら、下請契約等を締結すること。

#### 7 (下請負人等の契約解除の拒否)

下請負人等が前各項のいずれかに該当するものである場合において、区が当該下請負人等との契約の解除その他の必要な措置を講ずることを当該指定管理者に求めたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否すること。

### 8 (不当介入等に係る報告届出義務違反)

不当介入等を受けた場合において、正当な理由がなく区への報告若しくは警察への届出 又は下請負人等に対する指導を怠ること。

### 備考

- 1 この表において「暴力団員等」とは、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。
- 2 この表において「役員等」とは、法人その他の団体の代表権を有する者(代表権を有すると認められる肩書を付された者を含む。)、役員、執行役員、支店又は営業所等を代表する者(常時、契約を締結する権限を有する者を含む。)及び役員として登記又は届出がなされていないが事実上経営に参画している者をいう。
- 3 この表において「使用人」とは、指定管理者等に雇用される者(役員等を除く。)をいう。

### 第1号様式(第6条関係)

### 暴力団等でないことに関する表明・確約書兼同意書

宛て

- 1 私 [当団体] は、現在又は将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明・確約 <いたします・いたしません>。
  - ① 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)を その役員等としていること又は暴力団若しくは暴力団員等にその経営を実質的に支配されている こと。
  - ② 職業の種類、雇用契約の形態等によらず、暴力団員であると知りながら暴力団員を雇用すること。
  - ③ 自ら若しくは第三者の不正の利益を図るため又は第三者に損害を与えるために、暴力団又は暴力団員等を利用すること。その役員等又は使用人がこれに相当する行為を行った場合も同様とする。
  - ④ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、便宜を提供する等暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は暴力団若しくは暴力団員等に関与すること。その役員等又は使用人がこれらに相当する行為を行った場合も同様とする。
  - ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すること。その役員等又は使用人がこれに相当する状態にある場合も同様とする。
- 2 私 [当団体] は、現在又は将来にわたって、管理業務等の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合の下請負人、物品の購入その他の契約の相手方及び業務委託の受託者(順次にされる委任又は請負、物品の購入その他の契約及び業務委託における下請負人、契約の相手方及び受託者を含む。)が前項各号のいずれかに該当するものであると知りながら、下請契約等を締結しないことを表明・確約くいたしません〉。
  - ※ 下請契約等を予定していない場合については「いたします」を丸で囲んでください。

(以下裏面)

- 3 私 [当団体] は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明・確約 <いたします・いたしません>
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて新宿区の信用を毀損し、又は新宿区の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- 4 私[当団体]は、私[当団体]が新宿区指定管理者に係る暴力団等排除措置要綱の別表に定める措置要件に該当するものと思料される情報を区が入手したときには、新宿区長又は新宿区教育委員会(以下「区長等」という。)から警視庁に対し意見聴取を行うことを同意〈いたします・いたしません〉
- 5 私[当団体]は、私[当団体]と暴力団、暴力団員又は第 1 項各号に該当するものとの関与の事実について、区長等が警視庁から情報の提供を受けることを同意<いたします・いたしません>
- 6 私 [当団体] は、前 2 項の意見聴取又は情報提供等により、第 1 項から第 2 項のいずれかを満たさないと認められることが判明した場合及びこの表明・確約が虚偽の申告又は事実と異なる申告であることが判明した場合には、催告なく指定管理者の選定の取消し、指定管理者の指定の取消し又は管理業務等の全部若しくは一部の停止がなされても、賠償及び補償を求めないとともに、これにより損害及び損失が生じた場合は、一切私 [当団体] の責任とすることを表明・確約

(以上)

平成 年 月 日

署名

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(注) 1から6までの各項末尾の<いたします・いたしません>は、必ず署名者本人が○で囲んでください。

第2号様式(第8条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

# 暴力団等排除措置に関する勧告書

新宿区指定管理者に係る暴力団等排除措置要綱第8条第3項第1号の規定により、下記のとおり勧告 します。

記

勧告内容及び理由